

厚生労働省北海道労働局発表  
令和4年7月1日

厚生労働省  
北海道労働局 労働基準部 賃金室  
室長 横溝 朱実  
室長補佐 龍瀧 良之（りゅうたき）  
直通電話 011-788-6576  
代表電話 011-709-2311（内線 3531）

報道関係者 各位

## 令和4年度北海道最低賃金の改正を諮問

### 北海道地方最低賃金審議会において調査審議が開始されます

北海道労働局長（友藤<sup>ともふじ</sup> 智朗<sup>としあき</sup>）は、令和4年7月1日に開催された第2回北海道地方最低賃金審議会において、会長 亀野<sup>かめの</sup> 淳<sup>じゅん</sup> に対し、令和4年度北海道最低賃金の改正に関する諮問を行いました。

これにより、同審議会の下に北海道最低賃金専門部会が設置され、本格的に調査審議が行われることとなります。

なお、北海道労働局においては、最低賃金や賃金の引上げを行い生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に向けて下記【参考2】による支援策を講じています。

#### 【参考1】北海道最低賃金額の推移（過去5年間）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	810円	835円	861円	861円	889円
対前年引上額	24円	25円	26円	-	28円
対前年引上率	3.05%	3.09%	3.11%	-	3.25%

#### 【参考2】最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

##### 1 北海道働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様のために、助成金の活用などのご相談に対応するほか、生産性の向上を始め働き方改革に関する相談や訪問支援することなどを目的に、北海道働き方改革推進支援センター（北海道労働局委託事業）を設置しています。

【相談窓口】 電話0800-919-1073（通話無料）（月～金、9:00-17:00）

【E-mail】 [hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com)

【ホームページ】 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/>

## 2 業務改善助成金

### 通常コース

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

### 特例コース ～申請は令和4年7月29日まで～

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業・小規模事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ額が30円に満たない場合でも、遡って追加の引上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

#### 【相談窓口】

業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440

北海道働き方改革推進支援センター（月～金、9:00-17:00）

電話 0800-919-1073

北海道労働局雇用環境・均等部企画課

電話 011-788-7874

申請先：北海道労働局雇用環境・均等部企画課

## 3 その他

北海道労働局ホームページのトップページに「中小企業・小規模事業者へ 業務改善助成金ほか」のページを新たに開設して上記1及び2に関することを掲載しています。

#### 【添付資料】

1. 北海道の最低賃金
2. 北海道の地域別最低賃金額の推移（平成3年度～令和3年度）
3. 「働き方改革」お手伝いします！（北海道働き方改革推進支援センター）
4. 令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内
5. 「業務改善助成金特例コース」のご案内

「みんなチェック！ 最低賃金。」

# 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>889</b> 3.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

## 特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>922</b> 3.12.4発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者</li> </ol>
鉄鋼業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>979</b> 3.12.1発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> </ol>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>924</b> 3.12.2発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> <li>5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者</li> <li>6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者</li> </ol>
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>917</b> 3.12.10発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> </ol>

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

**労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で**

・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。  
・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

## 北海道の地域別最低賃金額の推移(平成3年度～令和3年度)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
3	4,154	196	4.95	520	25	5.05	3.10.1
4	4,331	177	4.26	542	22	4.23	4.10.1
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	-	-	14.10.1
15				637	-	-	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	-	-	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。



# 「働き方改革」お手伝いします！

社員の賃金を  
見直したいけれど、  
利用できる助成金はある？

テレワークを  
始めたいけれど…。

パートやバイトにも  
正社員と同じ手当が  
必要？

残業を減らすのって  
どうすればよいの？



ご相談  
無料

社会保険労務士など

## 専門家がサポートします！

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。お気軽にご相談ください。

ご相談方法

電話・来所・メール

社会保険労務士が  
お悩みをお伺いします。

または

専門家による企業訪問

社会保険労務士などの専門家が、  
事業所を最大6回まで訪問します。

お申し込みは裏面をご覧ください。➡

### お問い合わせ先

## 北海道働き方改革推進支援センター [厚生労働省北海道労働局委託事業]

支援内容／電話・来所・メール相談、セミナー開催、セミナー講師派遣、専門家派遣

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階

(地下鉄大通駅7番出口徒歩3分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分)

フリー  
コール

**0800-919-1073**

(9:00~17:00 / 土・日・祝日を除く)

FAX

**011-206-8365**

E-mail [hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com)  
<https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/>

詳しくは  
こちら



# 北海道働き方改革推進支援センター

## FAX 011-206-8365

### 企業相談 FAX 申込書

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください

会社名					
業種					
住所					
TEL					
従業員数					
担当者名 (部署・役職含む)					
<input type="checkbox"/> 訪問相談	希望日	第1希望	月	日	時～
<input type="checkbox"/> 来所相談		第2希望	月	日	時～
		第3希望	月	日	時～

※新型コロナウイルス感染症予防のため、来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。

### ご相談内容

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金(不合理な待遇差の禁止)について | <input type="checkbox"/> 助成金について           |
| <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について            | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について     |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について            | <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談    |
| <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備     | <input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点について |
| <input type="checkbox"/> その他( )                    |  |

### 相談事例

#### 小売業

##### [相談内容]

残業時間が長くなる傾向にあり、求人を出しても希望者が集まるが不安があったので、本格的に残業削減に取り組みたい。

##### [専門家の支援]

残業時間の傾向を確認した結果、変形労働時間制を導入することにより適正な労働時間管理、残業時間の削減につながると考えられたため、1か月単位の変形労働時間制の導入をアドバイスした。

##### [支援後の効果]

変形労働時間制の採用により、平均出勤日数が月1日減り、1人当たり残業時間も月10時間削減した。  
これまで意識せずに漠然と発生していた残業を見直し、労働時間管理について、より適正な労働環境を整備することで、課題の克服につながった。

#### 建設業

##### [相談内容]

業界の特徴として年次有給休暇(年休)が取得しにくい環境だった。特に、工事部門や現場責任者は交代要員の確保等が困難であり、取得率は低かった。

##### [専門家の支援]

最低年5日の年休取得に向けて、取得状況を社員全員に「見える化」して、労使ともに年休の取得状況を確認できるようにすることをアドバイスした。

##### [支援後の効果]

工事部門では閑散期に年休を取得できるよう計画的な取得を促すとともに、全社的な取得率向上の取り組みを行うこととなった。  
年休の取得状況を把握し、上司が積極的に取得を促すことにより、取得率が向上した。

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



## 概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		
					【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部(室)

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～ 業務改善助成金の活用事例 ～

**事例1** デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

### 課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

### 実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)



### さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

### 実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

### 成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

**事例7** 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

### 課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

### 実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)



### さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用できるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

### 実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

### 成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。



# ◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

## 「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

### ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

### 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

### 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

### 助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

### 助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

# 特例コースの活用

## ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出  
(締切は令和4年7月29日(金)) ※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。  
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

## 助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## 特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

## お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。